# 令和7年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方(第2回財調協議会幹事会: R6. 12. 24)

取扱注意

### 【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

<u> </u>	算定万法の見直し等			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1		重度障害者及び高齢者の福祉増進に要する経費について、特別区における、フレーム対象年度の前々年度予算額に応じた経費設定から、前々年度決算額に応じた経費設定に改める等、算定方法の改善を行う。 (第1回幹事会)		
		合理的かつ妥当な水準で経費設定を行うには予算額ではなく決算額を用いることが妥当だと考える。特に本事業の経費設定においては、主として既に決算が判明している年度の予算額を用いており、なおさら合理性がないものと考えている。 (第3回幹事会)		
2		中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 (第1回幹事会)	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区を除外した結果、対象者ベースでは約14%を除外している。よって、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な水準とは言えないため、妥当ではない。 (第2回幹事会)	
		合理的かつ妥当な水準を検討するに当たっては、経費が突出している区は除外して考えるべきであり、都案は妥当である。 しかし、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。 一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、経費突出区も含め、改めて経費を設定する。 (第3回幹事会)		

1 算定方法の見直し等(つづき)

	<u> 正万法の兄担し寺</u>	1	F o # > 1.	/± ≥ 1/4 m
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3		区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と 特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	
4	患者医療費) の見直し	区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 (第1回幹事会)	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	
			(第3回幹事会)	
5	補塡及び賠償金)			

# 1 算定方法の見直し等(つづき)

No.	<u> </u>	都の考え方	区の考え方	協議結果
		本経費は、これまでの清掃費全体の見直しの中でも据置きとなっており、今年度調査を行った結果、普遍性が認められなかったため、提案を行ったものである。都としては、3年ごとに清掃費の経常的経費全体を見直すという取扱いに固執する必要はなく、適時適切に見直しを行っていくべきと考えるが、見解を伺う。(第3回幹事会)		<b>协</b> 戒而术
	持管理費の見直し	持管理費モデルを設定し、設置数に応じた額を加算するものとなっている。特別区の実態を確認したところ、排水能力と維持管理経費に比例関係がないことが明らかになったため、3つのモデルを排水能力区分「100㎡/分以上」として1つに統合するとと	と、排水能力と維持管理費に比例関係がないことについて	
		区側意見を踏まえ、各区の決算を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)		
	童生徒就学援助費 の算定方法の改善 (単位費用・密度 補正)	ける前年度・前々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定から、前々年度・前々々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定に改めるなど、算定方法の改善を行う。なお、本提案は、数値確認における都区双方の事務負担軽減にも寄与するものである。 (第1回幹事会)	ものであることから、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
8		特別支援学級等運営費(夜間学級運営)について、直近5か年における実績が1区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)		

### 1 算定方法の見直し等(つづき)

<u>' <del>)  </del> </u>	<u> 足刀法の兄担し寺</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			本経費の平成12年度財調協議での単位費用化は、平成10年	
		値確認において、当該学級数を確認しているところであ	度に開催された都区制度改革推進委員会の税財政検討会	
		り、単位費用化された平成12年度財調協議の合意以降、夜		
		間学級数は減少している状況にある。	区で合意したものである。当時の都側の考え方には「平成	
		また、夜間学級数は、中学校費(学級数)の測定単位とし	10年度のそれぞれの運営費をもとに、日本語学級1学級、夜	
		て通常学級数に加えてカウントされているため、学級の運	間学級2学級を標準区経費として算定する」とあり、実際に	
			単位費用化された夜間学級運営の経費は、単位費用化前の	
		別に算定されている。そのため、本事業で算定されている	態容補正における1学級当たり運営費284千円の2学級分と	
		ものは、夜間学級の新規設置に係るイニシャルコスト又は		
		学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる		
		特殊な備品の購入経費が算定されているものと考えてい		
			いたところである。これらを踏まえると、本経費には態容	
			補正時と同様に、ランニングコストも含めた夜間学級の運	
			営費が算定されていると考えるのが妥当である。都側の	
			「本事業で算定されているものは、夜間学級の新規設置に	
			係るイニシャルコスト又は学校運営費で捕捉されないよう	
		る状況にないことから、本事業を廃止する提案としている		
			主張は、平成12年度財調協議における都区合意と矛盾する	
		なお、都側提案は、中学校費(学級数)の測定単位とし		
			区側は上記の経緯を踏まえ、夜間学級の運営費については	
			特別支援学級等運営費(夜間学級運営)で算定されている	
		い。また、夜間学級自体の必要性は都としても認識してお		
		り、今後、夜間学級が廃止に向かうとは考えておらず、そ		
			いない。直近5か年における実績が1区のみであるという調	
		申し添える。	査結果についても、今般の都側主張に沿った集計が行われ	
		(第3回幹事会)	た結果であり、各区の夜間学級の運営費の実態とは異なる	
			ものと認識している。	
			なお、都側発言にあった平成12年度財調協議以降の夜間学	
			級数の減少については、夜間日本語学級の減少によるもの	
			であり、日本語学級でない夜間学級の数については横ばい	
			であることを申し添える。	
			(第3回幹事会)	

# 【区側提案事項】

1都区間の財源配分に関する事項

<u>I 和</u>	<b>凶間の財源配分に</b>	<u> </u>		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	項目 児童相談所関連経 費	都の考え方 区側から質問のあった3点について、お答えする。 まず1点目についてであるが、令和2年度財調方針におい て、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の 差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は 中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意 している。 この合意文章の主語は、都区財政調整であり、また、後段 で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に 各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけで	特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。 また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次	協議結果
		普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することは	大きな隔たりがあり、一時協議が中断となったが、最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなった。 これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられた	
		地方自治法施行令第210条の14について、「「著しく異なることとなる場合」には、制度改正や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。このことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということである。次に、3点目についてであるが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う	プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もあったが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いする。本件に関しては、昨日の財調協議会における都側からの発言を踏まえ区側の見解を申し上げる。都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎ	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		都区財政調整制度により、	

項目		都の考え方	区の考え方	協議結果
理ができり	<b>]連経</b>		ここまでを踏まえ、財調協議会における都側の発言に対して2点質問する。 1点目として、都側から発言があった「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とり、各間の見解を同う。仮に、需要と収入の差でではないと認識していただく。2点目として、都側から発言があった「地方といただく。2点目として、都側から発言があった「地方と流でしたがでは、特別区の財源に年度を超えて引きが定めは、おいて、場別区の財源に年度を超したが、とび、といり、といり、といり、といり、といり、といり、といり、といり、といり、といり	

即位前の射線能力に関する事項(フラビ) 項目 都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 費 (つづき) 区間から質問のあった3点について、お答えする。 まず1点目についてであるが、前回の幹事会で申し上げ おり、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政 は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金 る仕組みであり、都区間の配分割合の定め方を述べているものを定める必要がある」の主語は、都の方をが でとから、単に各区に交付する普通交付金の算定方 べているわけではない。 また、普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の により、、特別区の基準財政書類がら基準財政いら 定財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210 により、とにより得られる財源不足額であるとにより、 区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210 14の規定により、この財源不足額の合算額と呼通交付 額が引き続き著しく異なる更を行うものである。 ですより配分割合のである。 こうしたことから、特別区の問の財源配分を検討するこ 変更、つまり配分割合いできない。 次に、2点目についてであるが、児相に関する配分割合いてきない。 次に、2点目についてであるが、児相に関する配分割合いてきない。 次に、2点目についてきたが第210条の14の観点から がに、2点目についてきたが第210条の14の観点から できない。 次に、2点目についてきたが第210条の14の観点がするこ できない。 次に、2点目についてもきとできない。 次に、2点目についてもきという点を発記の幹事会で申し上げたところ。 都としては、先ほど申し上げた、令和2年度財調方針に されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需 できないる。 都としては、先ほど申し上げた、令和2年度財調方針に されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需 できないる、 ないてもきという点	前回の幹事会で都側から回答をいただいた3点について伺う。まず、都側の回答1点目についてである。都側から、「令和ととす。まず、都側の回答1点目についてである。都側から、「令和ととす。生度財調方針において、「都区財政調整は、基準となあり、要と中の需要と収入の差をおり、となったとなったとかがあってといるという。まず、ののである。となったとからのである。というである。というである。というでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本の	(加州文作) 不

児童相談所関連経 次に、3点目についてであるが、前回の幹事会で申し上げた そこで改めて確認させていただく。法の趣旨に則った考え	
が、児相P T で確認したとおり、「児童福祉法上、児童相 方を酷まえれば、需要と収入の整で配分割合を決定するも   該所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定   っといれ場合は、当談特別区が行う事務になる」と考えている。   その上で、区側からも発言があったが、児相P T でお話しり   たとおり、「特別区の児童和談所設置は複数年度にわたり   満次行われているが、この複数年度にわたの置金一つの   判所の単位としてまとめて捉えることは、大綱に定める   『役割分担の大幅な変更』の適用条件として都区が整理した内容には合致しないと考えられる」と認識している。   (第 2 回幹事会)   「第 2 回幹事会)   のではないた。   (第 2 回幹事会)   に、役割分型の変更に伴う配分割合の変更に関する規定にいう「着とく異なる場合」の目安は、地方自治法施行令の規定ともあり、この規定によらなければ配分割合の変更に関する規定にいう「発しく異なる場合」の目安は、逐条解説によれば、通受付金総額の10%以上とされているともあり、この規定によらなければ配分割合を変更できないとするのは非現実的である。   また、特別区の需要と収入を計って配分割合を決解しまれば、活通交付金総額の10%以上とされているともあり、この規定によらなければ配分割合を変更できないとするのは非現実的である。   また、特別区の需要と収入を計って配分割合を決解しまい、   ではない。   次に、都側の回答2点目についてである。   都側が示した地方自治法逐条解説は、制度改正や事務配分の変更によって著しい乖離がなければ変更できないとするものではなく、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものであって、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものであって、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものであって、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものではなく、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものではなく、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものではなく、地方自治法施行令の規定の適宜を補足したものではなく、地方自治法施行令の規定の適用の前に、役割対相の変更に作う配分割合の変更であると考える。   (つづきあり)	

一方、都側は、地方自治法施行令第210条の14の観点から検 計すべきとのことだが、これは都区制度改革実施大綱と地 方自治法施行令の両事由を同時に満たさなければ、配分割 信う。仮に、両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要がないという見解なのか。都側の見解を 何う。仮に、両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要がないという場合は、その根拠も合わせて示 されたい。 最後に、都側の回答3点目についてである。前回の幹事会で 区側が質問したのは、後割分担の変更があったことの確認 である。法令により、児童相談所選官指針では、児童相談所移 り、後割分担が変更されると考える。 なお、国が発出している人理和談所運管指針では、児童相談所の設置 護義務が課されるものであり、当該区では都から権限が移 り、後割分担が変更されると考える。 なお、国が発出しているでもり、場合地が決されている。また 平成16年及び平成28年の児童福法にの改正により、政令で 指定する市や特別区も、児童相談所の設置義に係る規定は、児童 報談所の設置者がに係る規定は、児童 童相談所の設置教に係る規定は、児童 童相談所の設置数に係るととさ れ、その場合は、児童相談所の設置 において、都と特別区の「役割分担」については変更し ていると認識しているが、都側の見解を何う。 をこて改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置 医において、都と特別区の「役割分担」については変更し ていると認識しているが、都側の見解を何う。 をごはいて、都と特別区の「役割分担」についてもるかどう がは、影響額そのもののが、第個の見解を何方。		項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
規模が配分割合に影響が及ぶ規模であると認識している。 (つづきあり)	費	相談所関連経		一方、都側は、地方を第210条の14の観点を開き出て、おりととで認識を表すると、の14の観点を示されて、の14の観点を示されて、の14の観点を記した。 で認識を関いたが、ことで認識を表して、の14の観点を記憶を示されて、の14の観点を記憶を表して、ででで認識を表して、でいるのでで認識を表して、の14の観点を表して、でいるのでで認識を表して、でいるのでで認識を表して、の16年ののととは、の15年のでは、児童の大は、の16年のより、の15年のは、の16年のより、の15年のは、の16年のより、の15年のは、の16年のは、では、の16年のは、では、の16年のは、の16年のは、では、の16年のは、	伽战和术

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 費 (つづき)		一方、都側は、区児相は複数年度にわたり漸次設置され、 影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上「そ の他必要があると認めた場合」の該当可否を検討する際の 考え方であると主張している。 都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「当該事由に係る影響額」とされていること から、児相設置という同じ事象で配分割合に影響を及ぼす 規模は、年度ではなく、事象ごとに捉えるべきと考える が、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	

# 2特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	避難)	るが、事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的	災害対策費(在宅避難)について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
20	感震ブレーカー設		合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の 平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議 では都区双方の見解を一致させることが困難である。この ため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏ま え、個別の事業の普遍性等を考慮し、標準的な事業モデル により、改めて標準区経費を設定した。 事業モデルについては、家具転倒防止器具の設置費を助成 するモデルとし、実施区の標準的な補助単価と補助実績に より設定した。 (第3回幹事会) 感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定す	
2	置助成事業費		る。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。	
			都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルにより、改めて標準区経費を設定した。 事業モデルについては、東京都地域防災計画における感震ブレーカーの設置目標を踏まえ、木造住宅密集地域を中心に、簡易タイプの配布及びコンセントタイプ・分電盤タイプの補助を実施するモデルとした。このうち、配布事業は、実施区の実績に基づく1台当たりの平均単価と該当地域の世帯数、目標値により設定し、補助事業は、実施区の実績に基づき、補助単価と件数の平均により設定した。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整し	其日 (フラマ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
G	ステム維持管理費		(第1回幹事会)	
			他のシステムに参集・安否確認システムの機能が含まれている場合の維持管理費について、システム利用者数による按分を用いて対象経費を抽出した。また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	
4	推進経費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第2回幹事会)	設定する。 (第1回幹事会)	
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の 平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議 では都区双方の見解を一致させることが困難である。この ため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏ま え、経費突出区の経費を精査した上で、改めて標準区経費 を設定した。 (第3回幹事会)	

季华	財政需要額の調整」			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	準化経費		(第1回幹事会)	
			デジタル基盤改革支援補助金については、令和6年11月に国が行った「地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定案に関する地方公共団体説明会」において、令和6年度に実施した経費調査を踏まえ、補助金の基金の積み増しについて、国の財政当局と折衝中であることが示された。当該状況を踏まえると、今回の提案において、補助金の増額の可能性を考慮することに異論はない。しかしながら、本事業については、国の方針に基づき、原則として令和7年度末を目標に全区で実施している事業であるため、再調整での対応を含め、標準算定すべき事業であるため、再調整での対応を含め、標準算定すべき事業である。そのため、次年度以降、補助金増額の状況が明らかとなった段階で改めて協議を行う必要があると考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)	
6	切替事業費	区側提案は、令和6年度財調協議において都側が指摘した「特別区におけるLED化計画の有無、LED灯切替の未実施率」を考慮したものになっている。しかしながら、区の工事実績から設定した単価にばらつきが見られるほか、今年度の財調協議では、区側から「投資的経費の見直し」が提案されており、本提案との重複が懸念される。また、令和6年度財調協議において都側が指摘した「LED灯切替に伴う電力消費量の影響」については、どのようにして反映する想定か伺う。(第2回幹事会)	公共施設 L E D 灯切替事業費について、新規に算定する。 なお、国の計画を踏まえ、令和7年度から令和12年度までに 要する経費の臨時算定とする。また、全比例での算定と し、標準区経費は、令和5年度及び令和6年度における区の 工事実績から単価を設定し、その単価に標準施設の実態面 積と L E D 灯切替の未実施率を乗じて設定する。 (第1回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	7 テレワーク運営経 費	テレワークの実施形態によっては、職員の端末関係経費が 算定されている「電子計算事務費」等との重複も考慮する 必要があるが、標準区経費の検討に当たり、どのような整 理をしているのか伺う。 また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特 別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第2回幹事会)	テレワーク運営経費について、正式導入区数が令和6年度財調協議の11区から16区に増加したことを踏まえ、新規に算定する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は正式導入している各区実績の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			職員が執務室で使用する自身の端末を持ち帰りテレワークを実施する場合には、端末本体の経費について電子計算事務費等との重複が考えられるため、当該実施形態における端末本体の経費を除外した上で、標準区経費を設定している。また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、経費突出区の数値を精査した上で、事業未実施区を含めた回帰分析により、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	
8	り推進事業費(防	区側提案は、都補助が充当されるモデルを設定しているが、規模の設定に当たり、区独自で実施している補助の件数は含めるべきではないと考える。 (第2回幹事会)	安全安心まちづくり推進事業費(防犯カメラ維持管理費補助金)について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。 事業モデルについては、区の補助実績と「東京都防犯設備維持管理経費補助金」及び「東京都防犯設備運用経費補助金」の補助対象経費上限額等により設定する。 (第1回幹事会)	
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、区の実態をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、モデルの規模について、区独自で実施している補助の件数を除外し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	財政需要額の調整項			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
g	費	区案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実するとのことであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 また、議会総務費における「議会運営費」とのすみ分けを明確にする等、既存算定項目と重複しないよう内容を整理する必要があると考える。 (第2回幹事会)	区議会事務局運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			前回見直しを行った平成28年度財調協議以降、区議会では、より開かれた議会を推進するため、本会議・委員会における審議状況のインターネット配信の導入が進められており、導入区数も12区から22区に増加している。また、「議会運営費」との経費のすみ分けについて、インターネット使用料の重複が考えられるため、都側の意見を踏まえ、議員数と事務局職員数による按分を行うことで経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	
10	会計管理費(預金 利子)		会計管理費(預金利子)について、令和4年度財調協議において確認した3年に1度の見直しのタイミングとなったため、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
11		区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであり、概ね 妥当であると考えるが、固定費割合の設定について精査が 必要と考える。 (第2回幹事会)	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都ひとり親家庭等生活向上事業」における「子供の生活・学習支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	<u>別以而安領の調金</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	デジタルデバイド	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定している	デジタルデバイド対策事業費について、新規に算定する。 なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均によ	加 时外 不
			デジタルデバイド対策事業は、令和6年度中に23区中21区で実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこと等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。これらを踏まえて、標準区経費については、実施区平均により設定しているところである。 (第3回幹事会)	
13		区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、普遍的ではない経費が含まれているなど、精査が必要と考える。 また、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。	
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

<b>基华别</b> 贝	以需要額の調整し		E o # > L	<b>点</b> 类公里
r. r	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	事業費	重層的支援体制整備事業は高齢、障害、子ども、生活困窮の4分野について、制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業を一体的に実施するものであるが、従来から実施している各分野の事業について、どのような影響を受けるのかを伺う。また、従来から実施している事業については、既に算定されているものと理解しているが、本提案事業と関連する事業について伺う。さらに、区側提案によると、令和5年度に重層的支援体制整備事業に移行している区は6区とのことであり、普遍性がない。そこで、令和6年度の状況や令和7年度以降の見通しについて伺う。 (第1回幹事会)	お、全比例での算定とし、標準区経費は「重層的支援体制整備事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
		和7年度には15区が実施予定であり、また将来的に普遍的な事業となることは制度上も確認できた。ただし、重層的支援体制整備事業を単に現行算定に加えるという区側提案は妥当ではない。区側から、既存事業への影響として説明があったとおり、重層的支援体制整備事業を予した自治体は、既存事業としては実施しない形算としてのため、標準区に重層的支援体制整備事業を存るのであれば、財調上の関連事業を存置することは妥当ではない。関連事業について、重層的支援体制整備事業の経費積算の一部に組み替える形で整理すべきである。また、高齢分野の事業について、保険料負担部分を区負担として経費設定がされていることから、精査が必要である。(第2回幹事会)	金が交付されていたが、重層的支援体制整備事業に移行することにより、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に補助金の交付を受け、事業を執行することとなる。財調における関連事業は、高齢分野は老人福祉費(介護保険事業助成費)の一部、障害分野は社会福祉費(地域生活支援事業費)の一部、子ども分野は児童福祉費(地域子ども子育て支援事業費)の一部である。次に、重層的支援体制整備事業への移行状況であるが、現時点で11区が移行しており、令和7年度には更に4区が移行する予定である。また、令和6年度時点で4区が重層的支援体制整備事業への移行準備事業を行っており、制度上、将来的に重層的支援体制整備事業に移行することから、本事業の普遍性が見込まれるものである。(第2回幹事会)	
	支給費	本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、区側 提案で新規に算定とする対象は、いずれも都条例の支給対 象に含まれていないことから、算定すべきではないと考え る。 (第2回幹事会)	身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛	

<u> 季</u> 华	<b>투財政需要額の調整項目(つつき)</b>					
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
			本事業は、障害者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図ること等を目的として、各区が助成を行っているものであり、区側としては特別区の実態を踏まえて標準区経費として算定すべきと考える。 (第3回幹事会)			
16	高齢者補聴器購入 費助成事業費	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と65歳以上人口の規模により設定する。 (第1回幹事会)			
			予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けるとの発言があったが、算定にあたっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額に基づいて、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)			
17	(医療扶助オンラ	ころ、「医療券等の送付や受け取り等のコスト・手間が軽減される」との記載があった。この記載を踏まえれば、生	生活保護総務費(医療扶助オンライン資格確認等運営負担金)について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は社会保険診療報酬支払基金から示された項目ごとの単価、各区の被保護者数等の事業モデルにより設定する。 (第1回幹事会)			

<u> </u>	財政需要額の調整攻	9目(つつき)		
基本	項目	都の考え方 今回の提案時に各区経費への影響を把握することが困難で	現時点では各区の経費への影響について、確認することはできない。 (第2回幹事会)	協議結果
			将来的に必要に応じて見直しをすることに異論はない。 また、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区 経費を設定した。 (第3回幹事会)	
18	援事業費		(第1回幹事会)	
			ヤングケアラー支援事業費は、令和6年度中に23区中17区で 実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこ と等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。これ らを踏まえて、標準区経費については、実施区平均により 設定しているところである。 (第3回幹事会)	

	財政需要額の調整項	貝日(つつさ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19		について精査が必要と考える。また、事業の性質上、個別	る。なお、保育所分については、回帰分析の結果を踏まえ 全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と18歳未 満人口の規模により設定する。また、放課後児童クラブ分 については、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平 均により設定する。 (第1回幹事会)	
			本事業における各区の経費や特定財源の充当状況にはばらつきがあり、これらを踏まえて、決算額から標準区経費を設定しているところである。 (第3回幹事会)	
20	ける定員未充足に よる減収補填事業		(第1回幹事会)	
			定員未充足による減収補填事業は、多数の区で実施している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考える。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整す	貝日(「プラぎ)		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	成事業費	都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。昨年度の協議でも申し上げたとおり、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であることから、区側提案は妥当ではないと考えている。(第2回幹事会)	る所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払 手数料について、令和7年度まで臨時的に算定する。 (第1回幹事会)	
			本事業は都が一方的に発表した事業であり、都の補助基準は都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されていないまま、令和5年度からの3年間について、所得制限等を設定するものとなっている。このため、都の補助基準は、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえたものになっていない。特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準によるべきと考える。(第3回幹事会)	
22	事業費及び区立保 育所管理運営費		的ケア児支援事業費)について、新規に算定する。なお、 区立保育所分・放課後児童クラブ分ともに、全固定での算 定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	
23	費(データヘルス		国民健康保険総務費(データヘルス計画等策定経費)について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ6年計画とし、毎年6分の1ずつ算定する。 (第1回幹事会)	
			本計画策定経費が、法定内繰出金に該当するかどうかについては確認できていない。 平成30年度財調協議の考え方は理解しているが、本経費は 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において データヘルス計画策定が求められており、また、国が発行 している手引きでは、特定健康診査実施計画と一体で計画 を策定することが強く推奨されている。区側の調査では、 全区で特定健康診査実施計画と一体でデータヘルス計画を 策定しており、両計画策定を併せて算定する必要があると 考えるが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	<b>全財政需要額の調整項目(つつさ)</b>					
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
24		本事業は将来的かつ一時的な需要であり、またその実施規				
	童クラブ新設費	模も未確定であることから、本来標準区経費に馴染まない				
		経費であると考える。一方で、放課後児童クラブの待機児				
		童対策の重要性は都としても理解しており、本提案につい	と令和元年度から5年度までの決算により算出した一人当た			
		て前向きに検討したいと考えている。	りの決算単価により設定する。			
		まず、区側提案は3か年分の経費を対象としたものである	(第1回幹事会)			
		が、将来的な需要であり、実施規模が未確定である点を踏				
		まえ、今回の協議では令和7年度分のみを対象とすることと				
		し、令和8年度分以降については、次年度以降の財調協議で				
		改めて議論すべきと考える。				
		次に、増加が見込まれる定員数をもとに経費設定をしてい				
		るが、どのような方法で定員数を見込んでいるのかを伺				
		う。				
		また、一人当たりの決算単価については、設定に用いた各				
		区の実績を確認すると、施設の確保に当たって、経費が発				
		生していない事例があるため、経費設定に当たってはこの				
		点を考慮すべきである。加えて、各区において過去に整備				
		した施設と令和7年度以降に整備を予定している施設におけ				
		る一人当たり面積に乖離があるため、それらを考慮した経				
		費設定を行うべきである。				
		なお、整備予定施設の一人当たり面積には、各区でばらつ				
		きが見られるため、精査が必要である。				
		(第2回幹事会)				
25		本事業のコーディネーターの配置人数については「区市町				
	業費	村障害者就労支援事業実施要領」に基づき設定すべきと考				
		える。また、同要領では障害者就労支援センター1施設当た				
		りとして、配置人数が設定されているが、各区における施				
		設は概ね1施設となっていることから、測定単位の数値に連				
		動しない全固定による算定とすべきと考える。				
		また、単価についても「区市町村障害者就労支援事業補助				
		金取扱要領」における最新単価を用いるべきと考える。				
		(第2回幹事会)				
	I					

<u> 季</u> 华	財政需要額の調整項			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、特別区の 実態を踏まえた算定にすべきとの考えに変わりはない。し かしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させる ことが困難であるため、都側の意見を踏まえ、コーディ ネーター配置数について、都の「区市町村障害者就労支援 事業実施要領」に基づいた配置とした。また、全固定によ る算定へと精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
26			介護人材確保等対策事業費について、算定を充実する。な お、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人 口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
			介護人材確保等対策事業費は、全区で実施しているところであるが、各区の経費や実施方法等にはばらつきがある。これらを踏まえて、標準区経費については、各区の決算額から、1人当たり経費と人口規模により設定しているところである。 (第3回幹事会)	
27		廃止し、委託料で算定することとしているが、各区の実態	ついて、特別区の実態を踏まえ算定を充実するとともに、 保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について新規に算定する。なお、社会福祉法人分・保育施設等 分ともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均 により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、幼稚園を対象にした経費については、教育費の「その他の教育費(人口)」において算定する。(第3回幹事会)	
28 子ども医療費助成事業費	この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされているが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。今回、区側から「少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくもの」との発言があった。都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限廃を目指すこととした。そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいと考えている。 (第1回幹事会)	けずに23区全区で行っている。 一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離している。 所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっている。 今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所	

基準.	基準財政需要額の調整項目(つづき)				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	子ども医療費助成 事業費 (つづき)	前回の幹事会でも申し上げたが、本事業については、都の	* * *		
29	事業費	とや、一部の項目において経費が適切に計上されていない	(第1回幹事会)		
		本事業については、過去、子ども・子育て支援法における 施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税に おける施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準が「合理 的かつ妥当な水準」であると見解を示している。 (第3回幹事会)	特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。		

<u> </u>	財政需要額の調整す			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	私立保育所施設型 給付費等		公定価格の見直しによる4歳以上児配置改善加算の創設に伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
	援事業費	のうち半数を超えるメニューのみを積算の対象としている が、今回の提案において、全事業を積算に含める方法に変	標準区経費は「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活 困窮者就労準備支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり 経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	
		区の考えも理解できるものである。ただし、経費設定について一部精査が必要であり、また、本件を合意した場合、	本事業は区側提案により算入したものであるが、当時の考えとして、事業開始到際であるが、当時業を実施していくかのであるが、個別であるが、個別であるが、個別であるが、個別であるがあったため、個別であるがあったとめ、個々に普遍性を判断する形で経費経過し、その、「生活を自立を接」の事業を実施している。それらいる。それらいる。それらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とを理したものである。とはの判断として、のの事にはの事業にあるのである。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれらいる。とれて	

坐午	財政需要額の調整			I was a large
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。また、本件の合意に伴い、重複が生じる社会福祉費(地域社会福祉協議会育成費)の一部経費について廃止することに異論はない。 (第3回幹事会)	
33	精神障害者退院後 支援事業費	活支援事業費の補助を受けている区もあり、既算定事業と	精神障害者退院後支援事業費について、新規に算定する。 なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、精神保健福祉士の報酬及び人数により設定する。 (第1回幹事会)	
			各区への調査において、国が示す「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を踏まえ、新たに発生した経費に対象を限定しており、既算定事業との切り分けを行った上で、経費全般を整理している。 (第3回幹事会)	
	予防接種助成事業 費(男性HPV)	予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。	(第1回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	男性HPVワクチンの予防接種における状況は理解した。 経費設定については、平成30年度財調協議において、都区 で合意した「新たな予防接種を算定する場合においては、	男性HPVワクチンの予防接種については、国において定期接種化が検討されており、男性HPVワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、費用対効果の結果等に関しては、引き続き科学的知見に基づいて検討が必要とされている状況にある。一方で、都は令和6年4月1日から「HPVワクチン男性接種補助事業」を定期接種化までの措置として実施している。(第3回幹事会)	
	令和5年度財調協議で法定接種化の予定を確認できなかったことから不調となっているが、状況に変化があったのか伺う。また、接種対象者を18歳以下に設定した理由を伺う。(第2回幹事会)		

<u> </u>	財政需要額の調整す			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		を上回る事業を実施していること自体を否定するものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。	現時点で、法定接種化の予定がないことに変わりはない。 平成24年度及び令和5年度財調協議時の都側の考え方は認識 しているが、本事業は、今年度より都において子育で補助事業」が実施されてことから、従前より助成し、全区で実施している。新たに10区が助成を開始し、全区で実施している。都知事が令和6年第2回定例会の所信表明でも、来の担い手を大切に育むチルドレンファーストの社会の表別、それは都が特に推進している子育で施策の一環であることがも、都のはおける最重にであることがあり、各区の助成事業についても、に継続き実施しているのと考える。これらの点を踏まえると本補助をから、各区の助成事業についても、に継続に継続を事業である。これらの点を踏まえると本がものであり、各区の助成事業についるのは4区のみのとこのであるべき需要の観点から財調上算定する。また、普遍性及びあるべき需要の観点から財調となるとまま、普遍性及びあるべきであるが、こうした特別区のみのところ、「生後6か月から18歳以下」が9区及び「生後6か月から15歳以下」が10区であったため、こうした特別区の実態等を踏まえ、18歳以下までの範囲をもって、標準区を設定した。(第2回幹事会)	
36	予防接種費(新型	令和6年度については国から「新型コロナ定期接種ワクチン	繰り返しになるが、都補助基準で事業を実施しているのは4 区のみであり、特別区の実態を踏まえると都補助基準により標準区経費を設定すべきではないという考え方に変わりはない。しかし、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であることから、本事業を算定するに当たっては、都側の意見を踏まえ、都補助基準である12歳以下までを対象とし、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
30	コロナウイルス)	確保事業に対する助成事業」として、接種1回あたり8,300		

<u> </u>	財政需要額の調整	,,,,		
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			国による「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する	
			助成事業」については、令和7年度以降の実施が示されてい	
			ないが、現時点での新型コロナウイルスワクチンを取り巻	
			く状況を鑑み、国からの補助を加味した上で、標準区経費	
			を設定している。	
			(第3回幹事会)	
37	予防接種費(五種	平成30年度財調協議における「予防接種費(接種率等)」	令和6年4月より定期予防接種を開始した五種混合ワクチン	
	混合)	において、「今後新たな予防接種を算定する場合において	に係る経費の新規算定並びに四種混合ワクチン及びヒブワ	
			クチンに係る経費の算定を改善する。なお、全比例での算	
			定とし、接種率等は平成25年度財調協議における四種混合	
		すことを原則」とし、都区合意している。今回の区側提案		
		は、都区合意した見直し方法と異なる方法で、経費設定し	(第1回幹事会)	
		ているが、その理由について伺う。		
		(第2回幹事会)		
			令和6年4月より定期接種化された五種混合ワクチンについ	
			ては、四種混合ワクチン及びヒブワクチンからの切り替え	
			に係る移行期であることから、どの程度ワクチンの置き換えが進むか、各区において想定接種率を正確に見込むこと	
			だか進むが、各区において忠足接種率を正確に見込むことが が困難である。また、平成25年度財調協議における四種混	
			が凶難である。また、平成25年度射調励職における凹種化 合ワクチンと同様の移行状況と考えられるため、当時の三	
			種混合ワクチン及び急性灰白ずい炎から四種混合ワクチン	
			他の名移行率等を用いて標準区経費を設定した。 	
			(第3回幹事会)	
			(N) 0 (H+1 + 12)	
	~! /! !!! / <del>*</del> - <del> </del> - <del>*</del> - <del>*</del> - <del>*</del> - <del>*</del> -			
38		屈折検査機器は、法定耐用年数に基づき8年と設定している		
			算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業とデルストル記字され、東業とデルスのレスは	
	査)	考える。また、看護師の単価等について、他検査に従事している際見が含まれているため、特本されません。	的な事業セアルにより設定する。事業セアルについては、   検査機器であるスポットビジョンスクリーナーの導入台数	
		ている職員が含まれているため、精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	検査機器であるスポットピンョンスグリーナーの導入音数 及び医療職の配置人数により設定する。	
		(第4四针隶云/	及い医療職の配直入数により設定する。 (第1回幹事会)	
			(堺↓凹भ尹云 <i>)</i>	

	財政需要額の調整す		T	
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			都側の意見を踏まえ、プリンターについても法定耐用年数をもとに5年とした。また、看護師について、視力屈折検査のみに従事している職員をもとに単価等を見直し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
39			心身障害者(児)歯科診療事業費(歯科診療委託)について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、歯科診療所を半日開所としている算定を改定し、開所時間数により設定する。 (第1回幹事会)	
		が、本件は平成4年度の新規算定以降、見直しがなされておらず、見直しが必要とする区の主張は一定程度理解できる。 また、標準区経費についても、単に決算額から設定するのではなく、単価や時間数ごとに分析した上で経費設定を行っており、設定方法については、概ね妥当なものと考える。	偏在性等の状況については、過去の財調協議時点と比較しても大きな変化はない。しかし、現行算定では、特別区全	

<u> </u>	財政需要額の調整す			
基华	<u>財政需要額の調金</u> 項目	都の考え方	区の考え方 合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、経費計上区 の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないもの の、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難で ある。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意 見を踏まえ、経費突出区を除外する等、経費を精査し、改 めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	協議結果
40			低炭素型社会推進費における太陽光発電システム導入補助等の各補助金の単価及び件数について、特別区の実態を踏まえ算定を充実する。また、新規に蓄電システム及びLED照明に対する補助メニューを追加する。なお、全比例による算定とし、標準区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、各補助メニューの補助単価と件数により設定する。(第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、補助事業の対象と考えられる省エネ設備導入補助の「遮熱性・断熱性塗装」及び「LED照明」について、特定財源を設定した。 (第3回幹事会)	
41	予防接種費(子宮 頸がん)	区側提案は、接種率について、新規算定後1か年度の実績に よる見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであ ると考えられることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	予防接種費(子宮頸がん)について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和5年度実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	

至午	財政需要額の調整		<u> </u>	14-24 / L H
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	予防接種費(ロタ ウイルス)	よる見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであ		
			令和7年度財調協議では、3か年度実績による見直しである本事業と、新規算定である「新型コロナウイルス」、「五種混合」を同時に提案しており、新規算定時と3か年度実績での見直し時で異なる手法で算定している事務費について、二つの見直しを同時に実施することは困難である。そこで、令和7年度財調協議においては新規算定時の見直し方法である接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出する方法で対象の3ワクチンに係る事務費を設定した。また、今後も実績等の実施状況を把握し、必要に応じた事務費の見直しを行うこと自体に異論はないものの、少なくとも、今後は定期接種の3か年度実績ごとに事務費全体を見直すことについては必要ないと考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)	
43	容補正】環境事業 推進費(路上喫煙 等巡回指導委託)	案は妥当ではない」とした都の考えを踏まえたものであり、妥当であると考える。 ただし、委託における時間単価については、各区の経費に	て、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、標準 区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデ ルについては、巡回指導における人数、巡回時間及び時間 単価等により設定する。また昼間人口において高い相関が あったことから、昼間人口比率による態容補正を設定す る。	

<u> </u>	財政需要額の調整↓ ┃  項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	次日	4DVノ47 ん刀	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、態容補正の必要性については、オフィス街や繁華街等を抱え、喫煙スペースが限られる等の理由により、昼間人口比率が高い区において、路上喫煙対策経費が高くなっていることから、昼間人口比率による態容補正を設定する必要があると考える。 (第3回幹事会)	(加) 时发小口 不
44	回収事業費(委託		(第1回幹事会)	
		踏まえたものとなっていることは理解した。	本提案は、態容補正の算定額を実額ではなく、令和5年度におけるプラスチックの資源化委託経費及び資源量に基づいた単価とプラスチックの資源化委託のうち製品プラスチックの経費比率を設定し、各区の資源量の実績を乗算することで、製品プラスチックの資源化委託経費を算定している。また、態容補正による算定額は、製品プラスチックのみを対象としていることから、令和6年度財調協議の内容を踏まえたものとなっている。(第3回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整す			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
45	最終処分委託料	令和6年度財調協議において、清掃費全体の見直しの中で埋	最終処分委託料について、令和6年4月の埋立処分委託料の 改定を踏まえ、算定を改善する。なお、改定内容を踏ま え、一部固定での算定とし、標準区経費は埋立処分委託料 の新単価と令和4年度埋立実績量により設定する。 (第1回幹事会)	
			令和5年度が改定年度に当たるが、新たな委託料改定について協議がまとまらず、令和5年度分については暫定措置をとることとなった。その後、令和6年度以降の最終処分委託料について、正式決定となったため、令和7年度財調以降において、改定内容を踏まえることが適切であるため改善を提案した。 (第3回幹事会)	
46	者就労対策事業助		労働総務費(高齢者就労対策事業助成金)について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は決算の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、回帰分析の対象区を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
47		各区の決算を確認すると、経費が発生しない区が一部存在 するが、その理由について伺う。 (第2回幹事会)	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ全固定での算定とし、標準区経費は報酬単価、委員数及び会議回数の各区の平均に基づき設定する。 (第1回幹事会)	
			会議体を設置しているが、委員が謝礼の受け取りを辞退する場合等から経費が発生しないことがあり、その結果、令和3年度から5年度の決算において、経費が発生しない区が一部生じている。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	準財政需要額の調整項目(つづき)					
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
48	(自転車走行空間 整備事業費)		(第1回幹事会)			
			都側の意見を踏まえ、各区の事業計画や実施状況を改めて確認したところ、区の交通状況や道路状況等の違いから、目標整備量や年度事業量及び進捗率にばらつきがあることが分かった。そのため、標準区経費による算定ではなく、行政の質量差等を反映できる態容補正による算定を改めて提案する。なお、態容補正による算定に当たっては、道路橋りょう費の態容補正(I)で加算される項目に加えるものとし、財調算定年度における前年度実績の4分の3を算定する。また、各区の事業計画の終了年度を踏まえ、令和13年度実績を算定基礎とする令和14年度財調までの算定とする。(第3回幹事会)			
49		精査が必要と考える。	た経費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、現在算定されている事業費については、現行通りの固定費割合で算定し、新たに設定する経費については全比例			
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。なお、精査後の数値による回帰分析の結果を踏 まえ、事業費は、負担金補助及び交付金の一部を全固定 で、それ以外の経費を一部固定で算定し、特定財源は全比 例による算定とする。 (第3回幹事会)			

坐士	準財政需要額の調整項目(つつさ)					
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果		
50			放置自転車等対策事業費について、放置自転車撤去台数が減少している実態を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。本事業においては、近年、放置自転車の撤去に加え、放置禁止区域内での指導を強化する等、放置自転車対策を充実させていることから事業費が増加している。一方で、対策の充実に伴い、放置自転車数が減少しており、放置自転車数と連動する特定財源について、縮減の見直しを提案するものである。 (第1回幹事会)			
5.1	【単位費用】【態	<b>今和9年帝旪調协議において 「▽で行っているまもべくり</b>	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。なお、精査後の数値による回帰分析の結果を踏 まえ、事業費は全比例による算定とし、特定財源は一部固 定による算定とする。 (第3回幹事会) 都市計画事務のうち、都市整備調査委託に係る経費につい			
51	容補正】都市計画 事務費(都市整備調 查委託)	事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査 委託で算定していること」を都区で確認したところである が、今回の区側提案にあたり、その認識に変更がないか何 う。	て算定を充実し、都市計画決定から事業認可までの市街地 再開発準備組合への助成金等について、態容補正により新			

坐于	別政需安額の調金場			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側も、「区で行っているまちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査委託で算定している」と、都と同じ認識を持っていることが確認地再開発準備組合への助成金等」の助成目的等については、「事を準備組合が円滑に実施するためのもの」と発言があったが、区が実施するこれらの調査費や方針、計画策定経費等は、先ほど確認した通り、都市計画事務費で捕捉されている経費である。現行の標準区経費の積算根拠に、「助成金等」が含まれていないのであれば、まずは、まちづくり事業を進めていために要する調査関連経費に係る「助成金等」も含めて、標準区経費を設定することができないか検討すべきと考える。(第3回幹事会)	都側から、令和2年度財調協議における都区で確認した内容について言及があったが、区側の認識に変更はない。また、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等の助成目的・内容については、市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等を準備組合が円滑に実施するためのものである。都市計画事務費の標準区経費の設定に当たり、準備組合への助成金等が積算根拠に含まれていないことから態容補正による算定を提案している。 (第3回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、市街地再開発準備組合への助成金等については、補助目的が標準算定されている事業を実施するためのものであることから、都市整備調査委託に含めて、標準区経費を設定する。なお、数値の精査を行い、精査後の数値による回帰分析の結果を踏まえ、一部固定による算定とする。 (第3回幹事会)	

<del>学士</del>	別以而安領の調金		ロッカンナ	<b>体</b> 器分里
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
52			自転車駐車場維持管理費について、自転車乗入台数の減少	
	車駐車場維持管理		を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、態容補正の	
	費	管理者制度の導入を積極的に進めている。事実、制度導入	算定を改善する。	
		済の駐輪場と未導入の駐輪場に係る全体面積を比較すると	なお、本提案は令和6年度財調協議で不調となった案件と同	
		概ね同規模となっているため、経費設定に当たっては、制	趣旨のものである。その際、都側から近年のテレワーク実	
		度導入済の駐輪場に係る決算額も加味する必要があると考		
		える。併せて、決算額については、区間のばらつきが大き		
			そこで、都が実施する「テレワーク実施率調査結果」を参	
		費設定すべきと考える。	考に、近年のテレワーク実施率とそれに対応する年度の各	
		(第2回幹事会)	区決算額について改めて分析を行ったところ、強い相関は	
			見られなかった。また、近年の各区の決算についても、大	
			きな変化はなく平準化されていることが確認できたため、	
			今回、複数年度の決算をもとに経費を設定した。	
			(第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、指定管理者制度を導入している自転	
			車駐車場に係る経費を含め、改めて態容補正の算定内容を	
			設定した。また、工事請負費のうち大規模改修等に相当す	
			る1件当たり1千万円以上の経費を除外する等の精査を行っ	
			た上で、平成25年度財調協議結果を踏まえ経費を設定し	
			た。	
			(第3回幹事会)	
53		令和4年度財調協議において、国が小学校6年生及び中学校3	学習状況調査費について、新規に算定する。なお、全比例	
	学校運営費(学習	年生を対象に実施する調査と区が独自に行う調査は同一の	での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。	
	状況調査費)	目的であると判断しているところであるが、改めて国と区	(第1回幹事会)	
		の調査目的の違いを伺う。		
		(第2回幹事会)		

■ 項目 ■ 都の考え方 ■ 区のき	考え方 協議結果 協議結果
区側から国及び区の調査目的の違いについて示され、一定 程度異なることを確認した。一方で、両調査の出題される 問題は異なるが、学習状況調査であることは変わらず、その内容は類似するものである。 本事業は、地方交付税措置がされておらず、また、前述の とおり、内容が類似する国の調査が実施されている状況でに、毎年調査を実施するもの あることから、「あるべき需要」の判断に当たっては、他 自治体の実施状況を踏まえる必要があると考える。 (第3回幹事会) (第3回幹事会) (第3回幹事会) (第3回幹事会)	学校3年生のみを調査対象とと把 年における学育施力等策のののでは、 全国的なある。3年生まり、 もからのででは、 とかある。4度の経生は一般である。4度の経生はでは、 を国場立にでは、 はたかなとは、 はたかなとなり、 はたかなとなり、 はたかがなとでは、 はたかがなとでは、 はたが始となび」にもいるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

<del></del>	<u> </u>		ロッセンナ	た → × ← 田
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		食物アレルギーを有する児童・生徒の増加や、「学校給食		
	学校職員費(区費	における食物アレルギー対応指針」などを踏まえた、学校	が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置している	
	非常勤栄養職員)	給食における安全・衛生管理の重要性については、都とし	もので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。	
		ても認識している。	統計によれば、令和5年度の食物アレルギーを有する児童・	
		一方で、栄養教諭等については「公立義務教育諸学校の学	生徒は区部で約2万人、1校当たり平均17人となっており、	
		級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、学校	10年前と比較して2倍に増加している。	
		における標準的な配置人数が設定されている。	平成24年に都内公立小学校で発生した食物アレルギーを有	
		具体的には、児童又は生徒数550人以上の学校に1人配置、	する児童の死亡事故を受け、文部科学省が平成27年に策定	
		549人以下の学校は4校に1人配置となっている。	した「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、	
		この点については、平成26年度財調協議や令和5年度財調協	安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする	
		議においても述べたところであるが、区側提案は同法を踏	とされたところである。	
		まえた提案となっているのか、区側の見解を伺う。	こうした中で、栄養教諭等については、食物アレルギーを	
		(第1回幹事会)	有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が	
			必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点か	
			ら、各校1名配置が必要と考える。	
			普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で	
			配置している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見	
			解を伺う。	
			(第1回幹事会)	

基準財政需要額の調			
項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
「小・学校費」(一・学校費学(では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、一・学校では、「一・学校では、「一・学校では、「一・学校では、「一・学校では、」では、「一・学校では、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関係の表示を関係では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別ではまった。 まず、1点目について、都では、表別で数配当方針」に基づき、完全給食単独実施校に対し、栄養教諭等を2校に1人配当している。 次に、2点目について、令和5年度財調協議でも述べたとおり、栄養職員に係る経費については、特別区の実態ではなく、表別で進去で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。 (第2回幹事会)	第1回幹事会において、都側から、区側提案は義務標準法を踏まえた提案となっているのかとの発言があった。義務標準法では栄養教諭等の数について、完全給食単独実施校の場合、児童又は生徒数が550人以上の学校は1校に1人、549人以下の学校は4校に1人として計算しているところである。義務標準法が定めているのは、義務教育とを目的とした「標準」のみを踏まれる制度であり、都区財政のお都を踏まれる制度であり、「標準」を踏まるといると、また、都区財政ののおが、といるといるといるといる。とから、区側提案は特別区の普遍的な配置実態を踏まえた提案となっている。そのことを踏まえ、2点質問する。1点目として、義務標準法では各都道府県が「都道府県ととを踏まえ、2点質問する。1点目として、義務標準法では各都道府県が「都道府県が「教職員定数」を定める方針を定め、都費栄養教諭等にいる、第1回幹事会において、区側から「普遍している第1回幹事会において、区側から「普遍している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見解を同う」と都側の見解を同う。、改めて都側の見解を同う。	
55 【小·中学校費 学校給食費保護 負担軽減事業費	者 踏まえ、令和6年度より「東京都公立学校給食費負担軽減事業」を開始したところである。区側提案は当該都補助事業	(第1回幹事会)	
		都側の意見を踏まえ、最新の変更交付決定額を用いる等、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、算定額が都補助の水準を上回っていることについては、区側提案が都補助事業の交付申請の考え方に沿った内容であったことを踏まえた指摘であり、他の事業に即座に当てはまる指摘ではないと認識している。 (第3回幹事会)	

<u>*</u> +	字別以而安銀U訓笠項日(フラC)				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
56	クール運営費	ミュニティスクール以外の経費が一部含まれるなど、標準 区経費の精査が必要である。 なお、区側提案では、令和6年度財調協議において合意した 「地域学校協働活動推進事業費」と関連があるものとし て、本事業における測定単位を「地域学校協働活動推進事 業費」と同様の「児童生徒数」として提案がなされてい	コミュニティスクールとは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校運営協議会を設置している学校のことをいい、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を目指すものである。なお、全比例での算定とし、標準区経費のうち報酬については、報酬単価、委員数及び年間実施回数の実施区平均により設定し、需用費については、児童生徒数1人当たり経費と児童生徒数の規模により設定する。(第1回幹事会)		
			都側の意見を踏まえ、コミュニティスクール以外の運営費を除外し、測定単位を小学校費、中学校費ともに学校数に修正し、改めて標準区経費を設定した。 なお、学校単位で学校運営協議会を設置していることを踏まえ、全比例による算定とする。 (第3回幹事会)		
57	児対応経費	私立幼稚園が実施する障害児の受け入れに対しては、既に 私学助成等による運営費補助がされている。区側提案は、 要支援児の受け入れに対する経費としているが、私学助成 等による運営費補助の趣旨と同様のものであり、各区が上 乗せで補助を行うことについては、各区がそれぞれの政策 判断に基づき、自主的に行っているものと考える。 (第2回幹事会)	なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により 設定する。 (第1回幹事会)		

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	HR - 2 J / G / G / G / G / G / G / G / G / G /	私学助成の特別補助(特別支援教育経費)として実施されている都補助事業については、園児1人当たりの単価が年額784千円となっており、実際の要支援児受入れに必要な加配職員人件費等の経費を満たすことができていない。また、都補助事業は対象となる障害児の要件が厳しく、昨今の要支援児教育に対する関心の高まりなどを背景とした現場の実態に則していない。こうした中で、特別区では23区中18区が私立幼稚園設置者に対する補助事業を実施しているところである。教育基本法において、地方公共団体は「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされている。特別な支援が必要なが、幼稚園において適切な教育の振興の観点からも、私立幼稚園における要支援児受け入れに対する支援は必要なものであると考える。こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであると考えるが、都側の見解を伺う。(第3回幹事会)	DAN PLANTE A IN
58 私立幼稚園等保護 者負担軽減事業費	案がされているものである。		

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			これまでの協議において、都は都事業が「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であると発言している。東京都が令和6年4月に発行した「東京都の私学行政」においても、幼児教育の無償化を「重要な少子化対策の一つ」とし、「全ての世帯が都内平均保予料相当額まで支援を受けられるよう、独自に補助を行っている。しかしながら、実際の都内平均保育料が制度開始からの5年間で約5万円増加している一方で、都事業の補助額は制度開始時から据え置かれている。特別区では、都事業では不足している額を補完し、保護者負担を軽減するために事業に取り組んでいるよころを判しを軽減するために事業に取り組んでいる水準を基準財政需要額に反映すべきと考える。なお、私立幼稚園における初年度納付金の平均額については、市町部においても5年間で約4万円増加していることを申し添える。(第3回幹事会)	
59	事業費	と考えられ、新規事業ではなく、図書館管理費の中で算定		

<del></del>	財政需要額の調整工			11: ->1.1
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数	
			値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今	
			回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。	
			このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏	
			まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精査し、	
			図書館管理費の中で改めて標準区経費を設定した。	
			なお、各区へ電子書籍サービス開始後の既存図書館におけ	
			る紙書籍数の方針について確認したところ、回答のあった	
			全区が現状維持または増加方針であり、削減する方針の区	
			は存在しなかった。経費についても、本事業は非来館型の	
			サービスであり、来館型のサービスを前提とした現行算定	
			の図書館管理費とは異なる経費である。今後、本経費の見	
			直しに際しては、各区の紙書籍数の方針が変わらない限り	
			において、他の図書館管理費と切り分けて検討すべき事業	
			であると考える。	
			(第3回幹事会)	
60	パラスポーツ推進		パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。な	
00			お、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均によ	
	<b>尹</b> 未貝			
		た、標準区経費の設定において、実施区のみの平均として		
		おり、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査	(第1四軒事会)	
		が必要である。		
		(第2回幹事会)		
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数	
			値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今	
			回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。	
			このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏	
			まえ、数値を精査し、都の「区市町村スポーツ実施促進事	
			業費補助金」におけるパラスポーツ推進事業の補助実績に	
			基づき、改めて標準区経費を設定した。	
			(第3回幹事会)	

李午	財政需要額の調整		<del>,</del>	
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6)	学校運営費 (教育 用コンピュータ整 備費)	本事業は、令和3年度財調協議において国の補助制度に基づく単価等により、標準区経費を設定している。区案は、国のGIGAスクール構想第2期における制度改正を踏まえた暫定的な対応として、経費設定を新たな国補助上限額に更新するものであり、妥当な単価であると考える。なお、同制度改正に伴い、児童生徒に一人一台を配備する台数に加え、予備機を15%以内とするという方針が示された。 この点について、方針は15%以内となっているが、最大値である15%として経費設定をした理由を伺う。 (第2回幹事会)	て、算定を充実する。なお、国のGIGAスクール構想第2期における制度改正を踏まえた暫定対応とし、標準区経費は改正後の国補助上限を踏まえて設定する。 (第1回幹事会)	
			令和3年度財調協議でも発言した通り、区側は現行の端末単価について、単に国補助単価上限額が設定されているということだけを理由に、区の実態を踏まえない単価設定がされていると考えている。その上で、GIGAスクール構想第2期における都の共同調達を踏まえた見直しまでの暫定対応としては、端末単価を新たな国補助上限額に更新すると同時に、予備機分についても国補助上限の15%に設定したところである。なお、国の「次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ取りまとめ」では、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体における端末の故障率を踏まえた15%の予備機を含め、端末整備・更新に係る経費に対する3分の2の国費支援がされている。この際、上記整備・更新費用の地方負担分3分の1について、令和6年度地方交付税措置が講じられている。」とされている。(第3回幹事会)	
62	学校運営費(自動 車借上等)	し、標準区経費を設定しているが、決算見込額では妥当性 に欠けると考える。契約額で経費設定を行うなど、精査が	え、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区 経費は回帰分析により設定する。	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		事業の性質に応じて、決算額のほか予算額や決算見込額も 用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはない が、都側の意見を踏まえ、改めて令和6年度契約額で経費を 精査し、標準区経費を設定した。 なお、貸切バスの公示運賃については、「2024年問題」へ の対応等を踏まえ、国土交通省が令和7年秋頃に再度の見直 しを行うとしている。次回の公示運賃改定の影響が明らか になった段階で、改めて協議を行う必要があると考える が、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	
学校職員費(スクールカウンセラー報酬)	なされ、協議不調となった事業であるが、前回の提案から 変更した点を伺う。	(第1回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	- 供日		平成29年度財調協議において、都は「配置状況に区間の乖離があることから、区による独自配置は政策的な判断によるものである」と発言している。 区費スクールカウンセラーの配置状況については、平成29年度財調協議時点では小学校が15区及び中学校が14区であったところ、今回提案ではそれぞれ18区及び19区に拡大している。また、配置割合を増やした区も小学校で4区及び中学校で2区存在することから、配置状況の区間の乖離は縮小している。 加えて、平成29年の学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラーにはその職務が全国的なおではその地域で2区存在することがら、配置状況の区間の赤離は縮小している。 かかったに規定されたところでも「誰一人取りプラン)」等を発出したところであり、スクールカウンセラーの役割はでの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」等を発出したところであり、スクールカウンセラーの配置は1校につきを発出も増して重要となっている。その一方で、都費スクールカウンセラーの配置は1校につき年間38日(週1日)であり、前回協議時点からたくても、状況もありに関策を踏まるが、であり、区費スクールカウンセラーが都で受けられない力と連携して支援に当たっているのが実態である。こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきのように表表を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきのように表表を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきのように表表を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきのように表表を対しているのが実態である。(第3回幹事会)	(加·酸和) 木
64		区側提案は、部活動指導員を単独で見直す提案となっているが、令和4年度財調協議において述べたとおり、業務内容が類似している部活動講師の活用状況も確認する必要があると考える。 なお、部活動指導員の経費設定に当たっては、都の補助事業が実施されており、この都補助単価が合理的かつ妥当な水準であると考える。 (第2回幹事会)	なお、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	

- 基準	財政需要額の調整は			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			部活動指導員と部活動講師は業務内容が類似するものの別の職種であり、各区の実施状況に応じて任用している。令和4年度財調協議では、部活動指導員報酬と部活動講師謝礼について提案を同時に行ったものの、後者のみ不調となっていることを踏まえると、必ずしも同時に見直しをしなければならない事業ではないと考える。部活動指導の資質向上や教職員の負担軽減等の観点から、部活動の地域連携を各区推進しており、その過程で部活動指導員も増加しているため、本件について充実の提案を行っている。(第3回幹事会)	
65	(いじめ・教育相 談員及び適応指導			
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
66	音楽鑑賞教室		(第1回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
			状況の変化について、令和3年度に東京都が策定した「東京文化戦略2030」では、「子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる機会をョンとが表して、増やすための取組を積極的に推進」するとし、同業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化に係る体験事業文化にの「令和5年度文化による子供育成推進事業に関する調査がで、まで、「最近の演劇や音楽のコンサート等に「よくでは、劇場での演劇や音楽のコンサート等に「よくででは、劇場での演劇や音楽のコンサート等に「よくでは、「ほとんど行かない」又は「今までに一度もと12.7%であり、「ほとんど行かない」となっている。依然ととなっては「時々行く」との回答は70.3%となっている。依然と会に変・生徒が各種の鑑賞教室において、実施区の数値回の、今のとがなど、本事業を算定するに変をした。ないでは都関を書を設定した。ないではないまでは、事業を算定するに、「音楽鑑賞を設定した。ないのではないまでは、本事業を算を設定した。ないでは、事業名を「音楽鑑賞教室」から「芸術鑑賞教室」に変更する。(第3回幹事会)	
67	放課後子ども教室 推進事業費		放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	

至午	財政需要額の調整」			Life with A Large
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		令和6年度財調協議でも述べたとおり、平成26年度財調協議において、「本事業が国及び都補助事業であることを鑑みて、算定対象人数、日数及び時間についても一定の基準が必要であることから、今後も制度改正等を含め、都補助基準額積算の考え方に則って適宜変更していくことが適当である」として合意したものである。都補助基準額積算は東京都全体の状況を踏まえて設定され		DAN BERTHE ZIN
68	策定経費		(第1回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		スポーツ基本法第10条第1項において、地方公共団体は国の	
		スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したス	
		ポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされ	
		ている。現行算定については平成31年度財調協議時点での	
		特別区の実態を踏まえ10年計画としたが、各区が参酌して	
		いた国の第1期スポーツ基本計画についても10年間程度を見	
		通した計画とされていたところである。	
		その後の国の第2期及び第3期スポーツ基本計画は5年間の計	
		画とされており、特別区の実態としても前回協議時と比較	
		して5年間の計画とする区が増加している状況にある。つい	
		ては、国の第3期スポーツ基本計画の計画期間を参酌し、区	
		側提案の計画期間についても5年と設定した。	
		また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施	
		区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないもの	
		の、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難で	
		ある。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意	
		見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精	
		査し、改めて標準区経費を設定した。	
		なお、策定委員会に要する経費については精査の結果、報	
		償費で支出している区が多いことから、節を報酬から報償	
		費に改める。	
		(第3回幹事会)	

## 3その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都区連携経費	し、各区長と都の副知事等とが議論を交わしたところである。 都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。 区側からは、「将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に 算定するよう提案」する旨発言があった。	特別区は、首都直下地震への備えなど、大都前間といる。このような課題への取組には、非常に長い時間と多額り安定を抱えており、取り組には、非常に長い時間と多額り安定を要することとなり、将来を見据え、中長期題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠である。このため、将来にわたって連携して取事要額には、不のため、将来にわたって、基準財政需要である。とのため、将来にわたって、基準財政需要である。とのため、将来にわたって、基準財政需要である。とのため、将来において、基準財政需要である。との大学を踏まえた少子化対策経費、「サース」をを論まった。のというには、などを踏まえた必子化対策経費を提案である。というには、などを踏まえた脱炭素関係経費を提案である。というには、は、などを踏まえたり、「防災」や「DX」をテーマお性にで、本が、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側発言のとおり、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」、「水害に備えた都市インフラの強靭化に向けた整備のための需要」は、いずれも災害対策を強化する上で必要な需要であることは認識している。しかし、「水害に備えた都市インフラの強靭化に向けた整備のための需要」については、既存算定との重複も懸念されることから、考える。「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」は、標準区経費の設定方法について精査すべき点があり妥当ではない。都の地域防災計画では、2030年度までの目標として「自助の備えを講じている都民の割合100%」、「全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保」を掲げていることから、2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定にすべきと	1点目は「災害対応等経費」についてである。 昨今の大規模な災害発生時において、避難所に多くの人が 殺到することや避難所にたどり着くまでの経路が非常は危険な場合が多いことから、自宅で居住の継続ができる状況 であれば、あえて避難所に避難せず自宅にとどまるいわる 「在宅避難」の重要性が再認識された。 こういった経過を踏まえ、在宅避難が可能な環境を整備するための特別区における需要を想定している。 また、能登半島地震において、自治体が開設する遅難サウイルスなどの感染症対策を踏まえ、避難所においてを習ってが発生しているとなる備蓄物資を確保するための需要が発生している。 こういった現状を踏まえて、避難所の強化のための特別区における需要を想定している。 さらに、激甚化・頻発化している集中豪雨において、道路の の冠水や土砂崩れ等により、交通インフラの機能が失している。 さらの水害を未然に予防するため、水害に備えた都市インフラの強靭化に向けた整備のための特別区における需要を想定している。 それらの水害を未然に予防するため、水害に備えた都市	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都区連携経費 (つづき)	2点目の「少子化対策経費」についてである。 区側から「地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要」との発言があったが、これらの経費は、個別に区側提案がなされているところであり、その中で議論すべきと考える。なおいに独自のこども・子育て政策を実施できるように、地方交付税においては、地域の実情に応じて、強値のとども・子育て政策を実施できるように、があったが、仮にの上、護者を関していると言があったが、医費を精査の上、議論すべきをめ、次年度以降、改めて経費を精査の「脱炭素関係経費」についてである。区側から「ゼロカーボンシティの実現に張ける経費を精査の「「ゼロカーボンシティの実現に最け、条準との発言があったが、区側の経費の見直し(建築工事)」における「環境配慮対策費」が該当するとである。 (第3回幹事会)	2点目は「少子化対策経費」についてである。 「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」によると、少子化は、社会の存立基盤を揺るがされると調整を揺るがまましている。また、はは、神野区・民間企業等がそれぞれの役割のもとは、村税し、社会全体で取組を推進している。また、地方交どで取ったとないでは、地域の実情にさいる。また、地自のことがであるとで表現であり、においては、地域の実情にきるよう。こういったはのの変にないでは、であるとで表現である。この独立のである。この独立のである。この独立のである。この独立のである。「一世の大な大なでは、世界全体が危機的状況などで対策のため、ではないではなくととから、活発化してどれなどが表別になどではないる。」によると近年、近点などが表別になどではないる。「がな生活を関係経費」についてである。「「世のエミッション・東京戦略」によると近年、近点などの大なな生活を関係を変動をといる。「がな生活を関係を変動を対している。」との発表によるではないている。を強害が発生している。を含め、ではないではない、「が、対している。・再が、は、な被害がおいた。な被害がある。これを対策などのようなが、が、対している。が、対している。「非出量」が、が、対している。これを対策を対している。「非出量」が、対している。これを対策を対している。「非出量」が、対している。これを対策を対している。は、都区の緊密があった。は、おびの発言があったのであるとしても、課題解決のためには、都区の緊密があったのであるとが対対が、前向きな検討をお願いする。(第3回幹事会)	
2	う会計年度任用職	地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉 手当の支給が可能となった。今回の区側提案では、勤勉手 当の反映と併せて、今年度、区側で実施した調査に基づく 報酬単価の設定や、通勤手当の引き上げによる報酬月額の 見直しを行っているが、その理由について伺う。 (第2回幹事会)	地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、報酬額に勤勉手当を反映させるとともに、勤勉手当等の基礎となる報酬月額について、特別区の実態を踏まえ見直しを行い、算定を改善する。 (第1回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		に、交付税の算入基準や都施策の基準、特別区における事業の実施状況などを含め、都区で協議した結果、設定した単価・規模である。単価は、需要額を構成する一つの要素に過ぎず、本来は、規模等を含め、需要額の全体を見たして見直すことが妥当であると考える。しかし、区側発言のとおり、一部の職種においては最低賃金を下回る状況であり、都としても単価を是正する必要があることは理解する。なお、今回の区の調査結果を確認すると、各区の職種別の報酬額にばらつきがあり、当該調査結果をもとに設定した報酬単価は合理的かつ妥当な水準とは言えないと考える。このため、最低賃金を上回るよう、現行単価のもととなると都単価等を最新の数値に置き換える形で見直すことが妥当と考える。なお、通勤手当については、正規職員との権衡を考慮し、	報酬単価の見直しについては、現行の財調単価と特別区の実態が乖離しており、一部の職種においては最低質をを下回る状況となっていることから見直したを提案している。報酬単価の設定に当たって実施した「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」における各区のと前職を開始の関係を、令和6年度の状況に更新することで設定した。また、同調査における都の単価と比較記に大きな乖離がないことを確認している。このように、今回の提案単価は、いる表都の単価といる記している語とののように、今回の提案単している。とのように、今回の提案単している。とのように、今回の提案単していることがの当時点更新に基づき設定しているとから、合理的かつの対策と考えている。また、通勤手当については、費用弁償的性格を踏まえた適切な大きな対するとのには、費用弁償的性格を踏まえた適切な対するを対するといるに、費用弁償的性格を踏まえた適切な対策と考えている。また、通勤手当については、正規職員との正規職員の通勤手当額を考えに設定した。(第3回幹事会)	
	に伴う標準給の見 直し	任用される職員が発生しており、反映が必要なことは、都	「国家公務員法等の一部を改正する法律」の施行による定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳に達した職員の給与水準が新たに設定されたため、標準給に定年延長制度施行による影響を反映し、算定を改善する。 (第1回幹事会)	
			標準給については、部長級、課長級、係長級、主任、係員、技能系及びフルタイム再任用の7区分の職層別に標準給を設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給として設定している。 定年延長制度の施行により、基本給を従前の7割とする職員が発生することとなり、現行の職層区分では捕捉できないことから、新たな区分を新設し、標準給と構成比を設定することで、統合標準給にその影響を反映するものである。(第3回幹事会)	

No.   項目	協議結果
A	協議結果

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
【投資】投資的経費の見直し(建築工事) (つづき)	ていくことに異論はない」との発言があった。 都としては、今回区側が示した「標準建物予算単価」を用いた単価モデルの検証結果をもとに、これを改良して見直すべきとの観点から、次回見解を示す。 また、今回述べた単価以外に関する区側提案の内容については、令和5年度財調協議で提起した課題に対し、一定の検証がなされたものと認識をしているが、十分な水準には	て提案があった。 繰り返しになるが、区側としては、特別区の実態を表しているのが、各区の工事実績における決算単価と考えている。このため、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価による見直しが、妥当な設定であると考えてい	
	前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案の内容に対する都側の見解を論点メモとして取りまとめた。なお、単価については、現行の単価モデルを改良して見直すべきとの観点から記載をしている。内容を確認の上、区側の見解をお示し願いたい。(第2回幹事会)	都側から、「単価については、現行の単価モデルを改良して見直すべきとの観点から記載をしている」との発言があった。 都区財政調整制度が都と特別区の間にのみ適用される制度であることから、特別区の実態を踏まえるべきという考えに変更はない。 一方、区側における現行モデルの検証は、単価を平成25年度財調協議時のものから、最新のものに置き換えたものとなっている。それ以外の要素については、変更していないことから、前回見直し時からの状況の変化等により、現行モデルに追加できる要素等も併せて検証する余地があると考える。 このことから、「現行モデルを改良して見直すべき」との都側の主張も一定程度理解ができるものと考えている。現行モデルの改良についての考え方や、都側から提示された論点メモについては、次回、区側の見解を示す。 (第2回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	対応経費	労務単価が直接影響するものだけでなく、窓口委託や業務補助委託、システム保守等、様々な経費が含まれている。 そのため、委託料については、特定の経費を除き、特別区 人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を 設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎 年、財調算定されていると認識している。 事実、今回の提案で区が示した「厚生労働省毎月勤労統計	そのため、都区財政調整においても、一定の対策を講じる 必要があることから、委託料について、通常の物騰率の適 用に加え、労務単価の上昇を踏まえた一定の加算を行うこ とを求める。 具体的には、「厚生労働省毎月勤労統計調査(調査産業計 の給与)」と通常の物騰率における指数の差を臨時的に加 算する。 (第1回幹事会)	
			都側から、「現時点で見直しの必要性を判断することはできない」と発言があった。 実態として、近年の労務単価の上昇は、特別区の行財政運営にも影響を与えている。財調上の経費においても、次年度以降、様々な視点から、より合理的な算定手法等について検証し、見直しに向けて検討していきたいと考えるが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6		いて、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文字 提示して合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的的諸条件ににり る様々な行政課題に対象種多様を見てある。 とて対応するを対応するを見れてが特別なります。 といるの時別な財政需要を見ての地理とにある。 近年の特別な財政を見てで毎ませいで的のの時間がで、 がある。 近年の時別交付金の申請状える関連での時間を大きくれての発言とれての発言とれての発言とれての発言とれての発言とれての発言とれての発言といる。 がある。 近年の要が、5%を大きくせの向上」については、本のではなる。 があり、5%を大きくがあり、なの透明性・ないでのではなるではないでではないでででではないでででででである。 を対した。 特別をはない、ではないでは、ないではないではないではないではないではないではないではないではないでは、 がある。 はたいるは、「算定でと断しいのといては、次回、都側の見解を述るの見直し」については、次回、都にはないでは、次回、精さないでは、次回、都には、次回、都には、次回、ををは、ないのものと認識していては、次回、都には、次回、ををは、ないのものといいでは、次回、都には、ないのものといいでは、次回、都には、ないのものといいでは、次回、都には、ないのものものといいでは、次回、都には、ないのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとしてである。法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正によの財政に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区とものである。このことを納税に加えが依然として財政ながである。このことをおり、算定内容が客観的かつ明確に規定されている音となり、算定内容が客観的かつ明確に規定されている音とない。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまでである。第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまでは、2000円に基づいては、2000円によりに対しては、2000円によりに対しては、2000円によりに対しては、2000円によりに対しては、2000円によりによりに対しては、2000円によりに対しては、2000円によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金(つづき)		次に、算言「Cーイ」に係る精算基準の見直しについての意識点メモをご覧いただきたい。 算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてある。論点メモをご覧いただきたい。 算定付金算定対象外施設との第二人の算定が付金に係ります。 以上になるでははないのでははないででででででででででででででででででででででででででででで	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		いては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様でなり、るいでは、その地理の、社会的、経済的諸条件によるでは、るいでは、というを発揮した多種多様な事業止めるものが特別交付金の特別な財政需要を受け、を見で毎年をは、といて、特別交付金の算定対象とは、といて、特別交付金の算定対象とは、事業について、特別で付金の見いで、特別ででは、「算に関するのでは、「算に関するのでは、「算に関するでで、おり、といる。」とのでは、「算にでは、といる。」とのでは、「算にでは、といる。」とのでは、「算にでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第1回幹事会の都側提案事項説明の中にもあったが、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時太況限しない。 景気動向の先行きを見通すこととは困難、可能なでででり、にるが安定的な財政運営を見られている。 2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」にのある。 令和3年度財調協議より、特別交付金議用の中とものが名では、「算定の透明性を選問で、会職者」とにのある。 令和3年度財調協議より、特別交付金調査ととにのよる。 令和3年度財調協議より、特別交付金議用の一トることにのある。 令和3年度財調協議より、特別交付金議用の一トることにのある。 令和3年度財調協議より、特別交付金議別の上に算査とは、「多で会職をで実施した算定除外すること。 を認識しているが、経費」をいう都区は、「可にはないの者において、都側より、「都区よ認識にある。」との発言があった。 また、第1回幹事会において、都側より、「「算定の子がある。」との発言があった。 そこで、第1回幹事会において、都側より、「「算定回の見を述べる。」と解えている。」に係る精算と発言があったので、改めて区側との見解を述べる。」と発言があったので、改めて区側と解えて、第1回幹事会)。 (第2回幹事会)	

No.	項目 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
				<b></b>
1 '		第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区に		
		おける都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えてい		
			れている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活	
		そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺い		
			近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令	
			和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわ	
			らず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都	
		どを勘案しつつ、適切に対応していく。	市計画税に対する比率は、令和5年度は7.2%となってお	
		(第1回幹事会)	り、年々低下し続けている。	
			さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか	
			充当できない状況にある。	
			今後も市街地再開発事業の進展を始めとする、特別区の都	
			市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額200億円では、	
			更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込ま	
			れる。	
			区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都	
			市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大するというない。	
			ること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の	
			上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法	
			を改善することを提案する。 また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から	
			本に、郁川計画事業の郁色の美胞美態について、使用から    必要な情報の提示を求めているが、応じていただけていな	
			い。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行って	
			いる都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検	
			証することが不可欠である。	
			正りることが不可久である。  平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付	
			全の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある	
			が、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の	
			中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実際的な業績ができていない。	
			され、実質的な議論ができていない。 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双	
			お中の健生な発展と伏片める登伽を図るためには、郁区从    方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要で	
			ある。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題 解決に臨みたいと考えるため、是非とも前向きに協議に応	
			じていただくよう、お願いする。 (第1回幹事会)	
			(労工四भ尹云/	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象 事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、 予算の増額にも取り組んできた。また、交付率について は、弾力的な運用を行っている。 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は 重要であると考えており、今後も引き続き、各区における 都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応し ていく。 (第2回幹事会)	第1回幹事会において、都側から「今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。」と発言があった。区側から「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」について求めたが、この点について、具体的な対応についてご教示願う。また、区側としては、「各区における都市計画事業の実施状況などを勘案」するだけではなく、「都区の都市計画事業の実績に見合う」改善もあわせて求めている。第1回幹事会でも申し上げたが、近年、都市計画税は増収傾向である一方で、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれていることから、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、第2回幹事会)	